

入間市公共施設マネジメント事業計画学校統合地区検討会議要綱 運用指針

(令和元年5月23日決裁)

1 設置（第1条関係）

令和元年度は、次の地区に検討会議を設置する。

宮寺・二本木地区

西武地区

2 組織（第3条関係）

委員は次の基準により選出する。

第3条(1)区又は自治会及び(2)入間市民生・児童委員協議会については、統合する学校の通学区域内の在住者からそれぞれ1名ずつとする。

第3条(3)入間市青少年健全育成推進協議会については、統合する学校がある中学校区(地区)の推進会から1名ずつとする。

第3条(4)小・中学校のPTAについては、統合する学校のPTAから2名ずつとする。なお、中学校の統合の場合は、統合する中学校の通学区域内にある小学校のPTAからも2名ずつとする。

第3条(5)保育所又は幼稚園等の保護者については、統合する学校の通学区域内にある施設から1名ずつとし、検討会議設置地区の在住者とする。

第3条(6)狭山地方交通安全協会については、統合する学校の通学区域内の支部又は在住者から1名ずつとする。

第3条(7)公募については、統合する学校の通学区域内の在住者からそれぞれ1名ずつとする。

地区ごとの構成及び人数は次の通りとする。

〔宮寺・二本木地区〕

区 分	対象施設・在住地区等	人数	備 考
(1)区又は自治会	宮寺地区	1	宮寺小学校区
	二本木地区	1	狭山小学校区
(2)入間市民生・児童委員協議会	宮寺地区	1	宮寺小学校区
	二本木地区	1	狭山小学校区
(3)入間市青少年健全育成推進協議会	宮寺・二本木地区	1	
(4)小学校のPTA	宮寺小学校	2	
	狭山小学校	2	
(5)保育所又は幼稚園等の保護者	宮寺保育所	1	宮寺・二本木地区在住者
	二本木保育所	1	宮寺・二本木地区在住者
	ゆりかご保育園	1	宮寺・二本木地区在住者
(6)狭山地方交通安全協会	宮寺支部	1	宮寺小学校区
	元狭山支部	1	狭山小学校区
(7)公募	宮寺地区	1	宮寺小学校区
	二本木地区	1	狭山小学校区
合 計		16	

〔西武地区〕

区 分	対象施設・在住地区等	人数	備 考
(1)区又は自治会	仏子地区	1	西武中学校区
	野田・新光地区	1	野田中学校区
(2)入間市民生・児童委員協議会	仏子地区	1	西武中学校区
	野田・新光地区	1	野田中学校区
(3)入間市青少年健全育成推進協議会	西武中学校区	1	
	野田・新光地区	1	
(4)小・中学校のP T A	西武中学校	2	
	野田中学校	2	
	仏子小学校	2	西武中学校区
	西武小学校	2	野田中学校区
(5)保育所又は幼稚園等の保護者	西武中央保育所	1	西武地区在住者
	杏ほいくえん	1	西武地区在住者
	あんず幼稚園	1	西武地区在住者
	元加治幼稚園	1	西武地区在住者
(6)狭山地方交通安全協会（西武支部）	仏子地区	1	西武中学校区
	野田・新光地区	1	野田中学校区
(7)公募	仏子地区	1	西武中学校区
	野田・新光地区	1	野田中学校区
合 計		2 2	

付 則

この指針は、令和元年5月23日から施行する。